

都道府県
各 高齢者保健福祉主管部（局）御中
市区町村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業）の
国庫補助の追加協議（第2回）について

標記事業については、これまでに多くの自治体から国庫補助協議をいただいておりますが、長引く人手不足等により厳しい状況にある中でサービス提供を継続する事業所への支援を強化するため、今般、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（以下「提供体制確保事業」という。）の事業内容のうち、「その他人材確保体制構築に必要な支援」及び「その他経営改善に必要な支援」について、別紙のとおり具体的な内容や対象経費を新たに活用例としてお示した上で、追加協議を実施することといたします。

詳細については、別紙に記載のとおりになりますが、サービス提供を継続する事業所が、その周辺にある休廃止した事業所から利用者を受け入れる場合の新規職員の採用や時間外労働に要する経費のほか、休廃止する事業所からの利用者情報の引継ぎや利用者宅への事前訪問等に係る移動コストの増加など、新規利用者の受入れ等に伴うかかり増し経費について補助対象とすることとしております。

併せて、「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業」（以下「連携体制強化事業」という。）についても追加協議を実施いたします。連携体制強化事業では、都道府県が行う介護人材確保のための協議会の設置・運営に必要な費用に加え、会場確保費用など介護関係の求職イベント開催にかかる各種費用についても補助対象としています（詳細は別添5のとおり）。

つきましては、これらの事業の趣旨・目的をご理解いただいた上で、都道府県議会等への補正予算案の提出など予算化に向けた検討を速やかに進めていただき、積極的に協議いただきますようお願いいたします。

各都道府県及び市区町村におかれましては、下記内容をご了知の上、関係団体及び訪問介護事業所等に周知の上、追加協議の希望がございましたら、令和7年8月29日（金）17時までに提出先アドレスへ、別添1又は2をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提供体制確保事業及び連携体制強化事業に係る地方負担額については地方交付税総額に加算して増額交付する措置が講じられていることを申し添えます。

記

1. 提出資料

「（第2回）令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業国庫補助協議書」（別添1又は2）

2. 留意事項

（1）提出資料の作成にあたっては、別紙のほか、次に示す交付要綱及び実施要綱を参考にしてください。

- ・ 「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業）の国庫補助について」（別添3）
- ・ 「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について」（別添4）
- ・ 「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化の実施について」（別添5）

（2）提供体制確保事業において、今回、新たにお示しする活用例の対象経費については、周辺事業所の休廃止など予期しない事態に伴い、サービスに要する平均的な費用の額を勘案して設定される報酬水準では賄うことのできない「かかり増し経費」が補助対象です。そのため、各都道府県及び市区町村におかれては、実績報告の際、申請のあった事業所において、新規利用者の受入れによる支出の増加額が当該利用者受入れによる介護保険収入の増加額より大きいことや、新規入所者の受入れ等後の増加相当額について、賃金台帳（給与明細）をもって確認・特定するなど、不適切な執行がなされることのないようお願いいたします。

（3）連携体制強化事業について、都道府県が行う介護人材確保のための協議会の設置及び運営に必要な費用のほか、介護関係の求職イベント開催に向けた会場確保や広報、ゲストスピーカーへの謝礼金等も補助対象としております。

なお、実施主体は都道府県としておりますが、事業の全部又は一部を社会福祉法人等、都道府県が適当と認める団体に委託することができますので、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局やハローワーク等とも緊密に連携しながら、積極的な予算化をご検討いただくようお願いいたします。

（4）これらの事業のほか、処遇改善加算の取得要件の弾力化や、物価高騰や賃上げに対応する支援を講じているほか、これらの取組の効果等があらわれるまでの資金繰り支援を念頭に、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業において、融資を大幅に拡充しているので、積極的な活用をご検討いただきたく、併せて周知いただくようお願いいたします。

3. 提出期限

令和7年8月29日（金）17時まで

※期限での提出が厳しい場合はご一報ください。

※早期の執行を希望する場合はこの限りではないので、個別の協議をお願いします。

4. 提出方法

各様式について、提出先の担当に電子メールにて提出してください（郵送不要）。

なお、電子メールでのご提出の際は、様式の「【番号_都道府県・指定都市】」を各自変更いただきますようお願いいたします。

例）【01_北海道】R7 追加協議用様式

【提出先・照会先】厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
(担当：舩井、松井、高野)

E-mail shinkou-ki.jun1@mhlw.go.jp TEL 03-5253-1111 (内線 3983)

(別紙) 提供体制確保事業における「その他（人材確保体制構築及び経営改善支援）に必要な支援」の補助対象経費及び上限額

区分	補助対象経費	上限額 (※1)
その他人材確保体制構築に必要な支援	(1) 周辺事業所の休廃止等 (※2) に伴うかかり増し経費 (人材確保関係)	
	新規職員の採用等に係る費用 (※3) (採用関連) ・ 求人広告掲載費 ・ 採用担当職員の交通費 ・ 採用面接の会場費 ・ 選考に係る事務経費 ・ ユニフォームやタブレットの購入費用等 (研修関連) ・ 新規採用職員の研修・教育費 (研修講師への謝金や外部研修の参加費)	30 万円
	休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費 ・ 利用者受入に伴う職員の時間外労働に要する費用 (※4)	20 万円
	同一法人内の応援・派遣に係る経費 ・ 応援職員の旅費・宿泊費 (遠方からの応援の場合) ・ 応援元事業所への手当	10 万円
その他経営改善支援に必要な支援	(2) 周辺事業所の休廃止等 (※2) に伴うかかり増し経費 (人材確保関係以外)	
	休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費 ・ 契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャー等多職種連携の引継に要する費用 (会議費用等) ・ 利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加にかかる移動コスト (ガソリン代・公共交通機関の運賃) 等	10 万円 (※5)
	(3) 加算の取得促進の委託経費	
	・ 「中山間地域等における小規模事業所加算」の取得促進に関する業務 (巡回訪問や電話等による非対面営業・相談業務) のコンサルタント等への委託経費	30 万円

(※1) 1事業所当たりの金額。ただし、集合住宅等（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）の併設事業所は補助対象から除くものとする。なお、「加算の取得促進の委託経費」については、実施主体がコンサルタント事業者等と契約し事業所に派遣する場合の1事業所当たりの金額。

(※2) 周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入を停止している場合等が想定される。なお、「休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費」を除き、（サービス提供を継続する事業所における）ホームヘルパーの急な退職に伴うかかり増し経費も助成対象とする。

(※3) 提供体制確保事業における「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」との併用も可能。

(※4) 休廃止事業所の利用者受入に伴い増加した時間外労働に要する費用そのものが対象ではないことに留意。（休廃止事業所の利用者受入れ前後の支出増加額が介護保険収入の増加額より大きい場合に、支出増加額のうち時間外労働に係る費用が補助対象。）

(※5) 周辺事業所が新規利用者の受入を停止している場合等、周辺事業所の休廃止以外の事由に伴う受入れの場合は3万円。